

議案第44号

愛西市都市公園条例の一部改正について

愛西市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年11月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、道の駅周辺に整備する都市公園について指定管理者に管理を行わせることに関し、必要な事項を定める必要があるからである。

愛西市都市公園条例の一部を改正する条例

愛西市都市公園条例（平成17年愛西市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の2項を加える。

- 3 市長は、特別な事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
- 4 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

第9条を次のように改める。

（利用料金）

第9条 市長は、第13条の2の規定により地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体において市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、都市公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 前項の場合においては、第2条第1項の許可を受けた者は、当該利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合においては、前条第1項の規定は、適用しない。
- 3 利用料金の額は、別表に定める使用料の額を超えない範囲において、指定管理者が定める額とする。
- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公告しなければならない。
- 6 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 7 納付された利用料金は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の

全部又は一部を還付することができる。

第13条中「第5条から第11条の2」を「第5条から第8条及び第10条から第11条の2」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第13条の2 市長は、都市公園（法第5条第1項の規定により公園管理者以外の者が管理する公園施設を除く。以下この条において同じ。）の管理を指定管理者に行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(2) 利用許可及び利用許可の取消し等に関すること。

(3) その他施設の運営に関して、市長が特に必要と認めること。

3 指定管理者は、法令を遵守し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、都市公園を誠実に管理しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。